



平成 29 年 12 月 28 日

(一社) 大宮地区労働基準協会 御中

埼玉労働局労働基準部賃金室長

最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業等の周知のお願い

労働基準行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

最低賃金引き上げに向けた環境整備については、労使のトップが参集した働き方改革実現会議において決定した働き方改革実行計画において、「最低賃金の引き上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。」「賃上げに積極的な企業等を後押しするため、税制、予算措置など賃上げの環境整備に取り組む。」とされ、また、「新しい経済政策パッケージについて」(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)においても、生産性革命に向けて、中小企業・小規模事業者の投資促進と賃上げの環境整備等が盛り込まれたところです。

これらを踏まえ、平成 29 年 12 月 22 日に閣議決定された平成 29 年度補正予算案において、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)について、最低賃金の高い地域でも活用いただけるよう、業務改善助成金における 30 円・40 円コースの支給対象事業場を 47 都道府県に拡充することとしたところです。(平成 29 年度補正予算案に盛り込まれた上記助成金の拡充部分についての支給は、同補正予算の成立が前提となりますが、申請受付は本日から可能です。)

業務改善助成金の申請期限が平成 30 年 1 月 31 日までを予定していることから、別添リーフレット等を参考に、傘下の団体等への周知、広報紙への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知にご配慮をいただければ誠に幸いに存じます。

ご多用のところ恐縮ではございますが、各種助成金の周知について格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。